

分権ダイアリー

DECENTRALIZATION DIARY

第28号 (平成 18年 3月)

発行：大阪府・市町村分権協議会

編集：分権協事務局分権ダイアリー編集担当
(大阪府総務部市町村課行政G)

分権協議会報告(「さらなる地方分権の推進に向けて」)が取りまとめられる

本協議会においては、創設以降の住民ニーズの多様化など行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、市町村が地域の実情に即して、住民に身近な行政がより総合的に展開できるよう、さらなる事務移譲を進める方策について検討を進めてきましたが、2月7日に開催された第32回分権協議会においてその基本的な考え方がとりまとめられました。(報告概要は次頁のとおり)

この報告を受け、大阪府では、18年度に市町村の意見を聞きながら、大阪版地方分権推進制度の見直しを行う予定です。

平成18年度移譲事務決定

平成18年度の大阪版地方分権推進制度に基づく事務移譲は、13事務・43団体に決定しました。平成18年度は、「府と市町村の協議による移譲」方式により5事務が移譲されることが特徴です。

※具体的な移譲事務名、移譲先市町村名は下記のとおりです。

大阪版地方分権推進制度に基づく平成18年度移譲事務

	移譲事務名	移譲先市町村名
1	大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に関する届出受理等【協議移譲方式】	大阪市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
2	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出受理【協議移譲方式】	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
3	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく事故情報の届出受理等【協議移譲方式】	全市町村
4	大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく建築物の環境計画書等の届出受理等【協議移譲方式】	大阪市
5	建築基準法に基づく全体計画の認定に関する現地の状況調査【協議移譲方式】	全市町村(特定行政庁を除く)
6	市町村が管理する道路に供用されている府有地に係る地方自治法に基づく境界確定に係る事務等	
7	市町村が管理する道路に供用されている国有財産に係る国有財産法に基づく境界確定等	堺市
8	市町村が管理する一級・二級河川に供用されている国有財産に係る国有財産法に基づく境界確定等	
9	土地区画整理事業に係る建築行為等の許可	大阪市、貝塚市
10	開発行為の許可等(市街化区域)	
11	宅地造成工事の許可等(市街化区域)	羽曳野市
12	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく特定施設に係る立入検査、勧告及び公表等に関する事務	東大阪市
13	貼り紙、立看板等の簡易広告物の除却	河南町

※ 「大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿飛散防止対策に関する届出受理等」の事務については、平成18年1月1日に大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市に移譲を行いました。【協議移譲方式】

大阪府・市町村分権協議会報告（「さらなる地方分権の推進に向けて」）概要

I 地方自治体を取り巻く状況

1 地方分権推進の動向等

- (1) 平成12年4月の地方分権一括法の施行。国・地方の関係は対等・協力の関係へと転換。
- (2) 中核市・特別市の大都市特別制度や事務処理特例による事務移譲は、市町村の規模や能力に応じて多様な行政サービスの提供を実現。
- (3) 三位一体の改革は、地方が自らの責任において、自主的・自立的に行政サービスを提供する姿へ変革することを目指した取組。

↓

地方分権を推進する動きが確実に具体化へ

2 社会環境の変化

- (1) 人口減少・少子高齢化に伴い、社会システムを抜本的に見直すべき時代が到来。
- (2) 温暖化などの地球環境問題、安全・安心なまちづくりなど、住民との協働によって対応すべき課題が増大。

↓

住民に最も身近な市町村の主体的・総合的な取組がこれまでに以上に必要

II 今後の市町村と府のあるべき姿

1 市町村の役割

- ・市町村が住民に総合的なサービスを提供していくためには、規模・能力に応じて、福祉・生活環境・まちづくりなど住民に身近な行政はできるだけ市町村で実施することが重要。

2 大阪府の役割

- ・大阪府は、広域自治体として、広域に実施することが必要な事業や一般の市町村では実施困難な専門・高度な事務を実施するほか、府域における住民サービスの最適化に向け、府民・NPOなど民間とのさらなる協働を進めるとともに、市町村が的確に行政課題に対応できるよう助言を行うなど、「府域のコーディネーター」としての役割に重点を置くことが必要。

III 市町村への事務移譲のあり方

1 事務移譲の基本的な視点

- (1) 市町村・住民にメリットのある移譲の実現
「住民利便の向上」「行政の総合性確保」「行政効率の確保」「機動性・即応性の向上」を目指した移譲の実現
- (2) 市町村の自主的・自立的な判断に基づく事務移譲
- (3) 行財政の規模・能力に応じた事務移譲

2 市町村への権限移譲の現状等

- (1) 大阪版地方分権推進制度における取組
 - ・まちづくり分野を中心に事務移譲を実現し、分権時代を先導
 - ・住民サービスの向上や市町村の行政の総合化などに大きく寄与
- (2) 他府県における取組
 - ・府において実績のなかった事務の市町村への移譲実現
 - ・モデル市町村の設定による事務移譲など多様な手法

3 事務移譲の新たな仕組みの導入

- (1) 事務パッケージによる移譲の導入
- (2) 事務パッケージのあり方
 - ① 施策分野別の事務のパッケージを作成し一括移譲を実施
 - ② 市町村において選取可能な仕組みを導入
 - ③ 各事務パッケージは小規模に設定

4 パッケージによる移譲にあたっての配慮

- (1) 従来からの支援の継続（事務交付金・人的支援）
- (2) 新たな財源措置の検討
パッケージによる移譲に伴う新たな経費への財源措置の検討
- (3) きめ細かな支援の実施
移譲事務の円滑な実施に向けたきめ細かな取組が必要

IV おわりに

- ・府内統一的な取組など事務移譲の推進に向けた検討の実施
- ・府から市町村へのさらなる事務移譲が必要